

医政総発0226第1号
平成26年2月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公 印 省 略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の
是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

標記につきまして、平成25年12月26日付け医政総1226第1号厚生労働省医政局総務課長通知「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」により、貴管下の関係機関等への周知、指導等をお願いしたところです。

今般、一部の医療機関において、平成26年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等を納入する事業者に対して、一律に3%以上の納入価格引下げを要請し、その一部を受け入れさせる事案が発生し、公正取引委員会の指導が行われました。

貴職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、上記の通知の内容について改めて御周知いただくとともに、法の遵守について適切に御指導いただきますようお願いいたします。
（別添資料「地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について」を御参照ください。）

なお、本通知と同日付けで、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について」を都道府県、保健所設置市及び特別区あてお送りしておりますので、併せて御配慮いただきますようお願いいたします。

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公 印 省 略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号、公取取第 238 号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

パンフレット

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上

地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について

平成26年2月26日

公正取引委員会

公正取引委員会は、地方公共団体が設置する病院に対する消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査結果を踏まえて、平成26年2月24日、関係団体に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して周知徹底するよう要請した。

1 調査結果の概要

- (1) 公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対する調査を行ってきたところ、地方公共団体が設置する病院が、本年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等の納入業者に対して一律に納入商品の価格を3%以上引き下げる旨を要請し、これを一部受け入れさせていたという事実が認められた。
- (2) この行為は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったとき）の規定に違反するものであり、公正取引委員会は、平成26年2月20日、前記(1)の病院を設置する地方公共団体に対し、同法第4条の規定に基づき、引き下げた納入商品の価格を引下げ前の価格まで引き上げるとともに、引下げ時に遡って当該価格を適用すること等の指導を行った。

（注）「診療材料等」とは、注射針、ガーゼなどの医療現場で用いられる消耗品及び血液等の検査に使用される薬品をいう。

2 要請の概要

前記1の調査の結果、病院を設置する地方公共団体が消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第2号の「特定事業者」に該当し、指導の対象となったことから、公正取引委員会は、平成26年2月24日、公益社団法人全国自治体病院協議会に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して十分に周知徹底することを要請した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課

電話 03-3581-3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

3 その他の公正取引委員会の対応

- (1) 公正取引委員会では、ホームページ上の「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー（下記参照）に病院（地方公共団体が設置する病院等を含む。）の設置者が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者該当し得る旨を掲載し、周知を図った（参考「1 消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問（抄）」参照）。

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

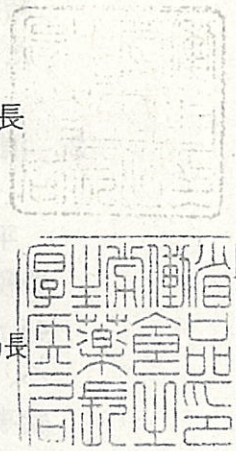
- (2) 本年4月の消費税率引上げを控え、これから事業者間の価格交渉がより活発になると考えられる。そのため、公正取引委員会は、今後も、情報収集や調査を積極的に行い、違反行為が認められた事業者については迅速に指導するとともに、重大な違反行為があると判断された場合には、勧告を行い、違反事業者の名称を公表するなど、厳正に対処していく。

医政発 0226 第 2 号
薬食発 0226 第 4 号
平成 26 年 2 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長



医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げることが確認されました。

貴職におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて貴管下の関係機関等に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

（1）医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）

については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないよう、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。))が施行されているところ、買ったときなど、特定事業者(商品等の買手側:医療機関等)が特定供給事業者(商品等の売手側:納入業者等)に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買ったときに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月公正取引委員会)を適宜参照されたい。